

総合地球環境学研究所研究戦略会議規則

平成 28 年 4 月 1 日制定
規則第 3 号
令和 6 年 4 月 8 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所組織運営規則（平成 16 年 9 月 14 日制定規則第 2 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、研究戦略会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 中期目標・中期計画及び評価に関すること
- 二 研究教育職員の人事に関すること
- 三 研究プログラムプロジェクトに関すること
- 四 予算の作成及び執行並びに決算に関すること
- 五 研究所の研究、教育及び運営に関する戦略の策定に関すること
- 六 研究所の運営全体に関する規則等の制定又は改廃に関すること
- 七 組織の設置又は改廃に関すること
- 八 その他研究所にかかわる重要事項に関すること
- 九 その他所長が必要と認めること

(組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 所長
- 二 副所長
- 三 プログラムディレクター
- 四 基盤研究部長
- 五 総合研究大学院大学総合地球環境学コース長
- 六 研究教育職員のうち所長が指名した者
- 七 管理部長

(任期)

第 4 条 前条第 5 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 会議に議長を置き、所長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代行する。

(招集)

第6条 会議は、所長が原則として毎月1回招集する。

2 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認めたときは、臨時に会議を招集することができる。

(議事)

第7条 会議は、委員（外国出張等海外渡航者及び病気療養中の者を除く。）の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、任期の定めのない教員の選考の場合の議決は、出席した委員の3分の2以上をもって決するものとする。

3 所長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(プロジェクト等選考委員会)

第8条 会議に、第2条第1項第3号に係る事項を行うために、プロジェクト等選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置くものとする。

2 選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総務課において処理する。ただし、選考委員会にかかる庶務は、総務課の協力を得て、研究支援課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 総合地球環境学研究所連絡調整会議規則（平成16年9月14日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 12 月 13 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 8 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。